

「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の見直しについて

1 就学前施設に係る現状と課題

- 令和3年7月に策定した「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」（以下「第1期計画」という。）では、令和7年度に河原保育所と田辺東幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園「(仮称)河原こども園」へ移行するとともに、草内保育所の3～5歳児部分を草内幼稚園へ統合し、幼保連携型認定こども園「(仮称)草内こども園」へ移行することとしておりました。
- また、草内保育所の0～2歳児部分については、3～5歳児部分の施設の減築を行い、現在の場所で0～2歳児部分のみを受け入れる保育所とすることとしておりました。
- しかしながら、第1期計画において、0～2歳児を受け入れる民間小規模保育事業所（3園）及び民間乳児保育所（1園）を前倒しで整備したことにより、市内中南部地域を中心として、卒園後の受け皿となる3歳以上児の保育定員の不足が当面見込まれることとなりました。

2 草内小学校区の就学前施設に係る計画の見直し

3歳以上児の保育定員を確保し、待機児童の発生を防ぐため、上記のこども園移行計画案のうち、草内幼稚園の幼保連携型認定こども園「(仮称)草内こども園」への移行など、草内小学校区における再編整備については一旦見合わせることにいたします。

なお、令和6年度から令和7年度にかけて、令和8年度以降の「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」（以下「第2期計画」という。）の策定を予定しており、その中で、草内小学校区の就学前施設に係る具体的な計画についてもお示しする予定です。

第2期計画の策定に当たりましては、本市の最上位計画である「第4次京田辺市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、幼児期の教育・保育ニーズとその確保方策を定める「第3期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度から令和11年度までを計画期間として策定予定）、「京田辺市学校施設長寿命化計画」等との整合を図るものとします。

3 草内小学校区の就学前施設に係る計画の見直しスケジュール

令和5年11月	見直し方針決定 文教福祉常任委員協議会 子ども・子育て会議
12月 (予定)	保護者向け説明会 地域説明会

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画見直し

第1期計画

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

令和8年度

最終イメージ

(変更前)



(変更後)

